

令和5年度第1回田川市中小企業融資制度審議会 会議録

開催日時	令和6年3月14日（木）10時（11時00分終了）
開催場所	田川市役所4階 第2委員会室
出席者	別紙出欠表のとおり
事務局	吉永課長、平塚課長補佐、瀬戸口係長、大明主事

1 開会～委員紹介～

資料1の審議会委員名簿のとおり、委員各位及び事務局、自己紹介

2 田川市中小企業融資制度審議会の概要

資料2の田川市中小企業融資制度審議会条例に基づき、事務局から説明

3 会長の選任について

会長は、委員の互選により選任。田川商工会議所専務理事の山崎委員が会長に就任

4 議題

(1)報告事項（報告第1号）

田川市中小企業融資制度の状況

資料3の2ページから6ページに基づき、事務局から説明。

【質疑応答】

（意見なし）

(2)審議事項（議案第1号）

田川市中小企業融資制度に係る令和6年度預託金配分（案）

資料3の7ページに基づき、事務局から説明。

【質疑応答】

（意見なし、全会一致で承認）

5 その他

(1) 田川市中小企業融資制度の課題等

資料3の8ページから18ページに基づき、事務局から説明。

(2) (1)を踏まえて、意見交換

【質疑応答】

委員： 市融資制度の申込みの際、金融機関への申込み前に、市による申込み確認(反社会的勢力でないことに関する警察照会(以下「警察照会」という。))が必要とされているが、この過程において、警察照会に該当したことによって、申込みが取り下げられるケースは存在するか。

事務局： 令和2年度以降、新規の申込みがないため、警察照会を行う事務自体が発生していないが、これまでに市融資制度の申込みにあたって、警察照会に該当した事例はない。

委員： 申込みにあたって、警察照会を行うことが、申込者に事前に周知されている場合、抵抗感を持つのではないかと懸念される。金融機関側も、融資申込時に反社会的勢力でないことの確認は行うが、デリケートな問題であるため、そのことを強調せず、総合的な判断のもとに行うと伝えている。

公に確認する必要があると思うが、警察照会の実施自体が、申込みの障壁になってはいないか。

委員： 警察照会について、市融資制度要綱の規定事項なので、省略可能なのかどうか分からないが、警察照会の期間に関して、1週間要すというのは、融資実務の観点からも相当な時間をロスしている印象を受ける。

保証料や金利負担などの面では県制度と同等であるが、融資においては時間軸でのスピードが重要である。

警察照会を省略できないのであれば、事業者の利便性という観点からも、時間のロスをどれだけ短縮できるかが重要となってくる。

事務局： 警察照会について、概ね1週間程度であるため、実務においては、1週

間以上かかる場合もある。警察に依頼してからは、正直いつ回答があるか分からない。

これまで警察照会に該当したことで申込みをお断りした事例はないが、相談段階でのやり取りの中で、最終的に申込みに至らない事例はある。申込み手続きの迅速さが重要であることは、私共も再認識している。

今後の課題として捉え、見直しを含めた検討を行いたい。

会長： 田川商工会議所でも、県融資制度のあっせんを行っているが、コロナの時期は、県制度の利用も多かったが、最近は低調である。

また、コロナ期間は、国の実質無利子の融資の利用が圧倒的に多い状況であった。最近は、県の借換制度の利用が多い状況である。

委員： 県制度と比較した場合、周知の必要性は当然として、田川市民に向けたインセンティブの提供が望ましいと思う。近年、金利は上昇傾向にあるが、これまでの低金利環境下では、保証協会の金利及び保証料の合計が高いため、金融機関のプロパー融資を求める声が多かった。そのため、保証協会を利用する事業者は、多くの場合、信用基盤の脆弱な事業者で、保証協会の保証付き融資でも構わないからと申込みケースが多い。

このため、保証料や金利が 0.05%や 0.1%とわずかでも低位なれば、それがインセンティブとなり得る。市の予算が許す限り、このようなインセンティブが事業の魅力を高める要素になると思う。

委員： お客様の視点に立つと、申込み手続きの迅速化が特に重要であることまたコロナ禍以降の低利息時代を踏まえ、インセンティブの設定が重要なポイントとなると思う。

申込みに際して、初めに金融機関を訪れることが多いと思うが、その際に、このようなメリットがあると、市融資制度をお客様へ勧めやすくなる。

委員： 一事業者として、うきは市が実施しているような利子補給制度は、市

の制度に限らず他の制度も利用可能であり、田川市に在住している場合でも恩恵を受けられる可能性があるため、市の融資施策としてよい取り組みになると思う。

委員： 福岡中央銀行久留米支店に勤務していた際、久留米市の制度融資の利用が多く、中でも資料3の17ページにもあるとおり、1年間利子全額を補給する利子補給制度があった。

事業者が市へ申請する形での手続きが必要であったが、事業者にとって大きなインセンティブだと思う。

また、事業者にとっては、保証料の負担軽減より、利子補給制度の方が、インセンティブの実感が伴うと思う。

会長： 利子補給制度の導入となった場合、市の予算の問題となるが実現可能であるか。

事務局： 当審議会で提案があれば、(利子補給制度の導入等)今後検討していく必要があると認識している。現状の預託金を、利子補給制度の予算として活用していく可能性もあるのではないかと思う。

ところで、責任共有制度が導入されて以降、金融機関も返済困難となった場合のリスクを共有しなければならない状況であるが、金融機関では貸出業務においてどのような影響があるか。

委員： あまり影響はない。

事務局： 従前の審議会委員から、事業者が借入を希望しても、信用保証協会の審査を通過できないケースがあると聞いているが、今後、県の制度よりも条件の良い制度を設けるか、或いは、より信用基盤が脆弱な事業者でも利用可能な制度を検討するかは、当審議会でご意見を伺いながら、制度の見直しに繋げていきたいと思う。

本日は、市融資制度の現状をご理解いただき、今後の制度見直しに

向けた検討をしていく機会として、皆さまから多くの意見をいただいているが、利子補給制度への移行を含む大胆な見直しも、今後の可能性として考慮していくことも考えられると思う。

会長： 今回は多くのご意見をいただいたので、新年度に再度審議会を開催し、令和6年度中に、審議会が出た意見をもとに、制度改革（案）をまとめて、それを市長に提案する形で進めていくことでよろしいか。

委員各位： 異議なし。

（11時00分終了）

令和5年度 第1回田川市中小企業融資制度審議会 出欠等確認表 別紙

令和6年3月14日（木）

（任期：R5.5.2～R7.3.31）

No.	分類	氏名	団体名・役職名	出欠	備考
1	金融機関代表	オオシマ ヒル ヒサ 大島 輝 久	株式会社福岡銀行伊田支店 支店長	出席	
2		ナカシロ ヤス シ 中溝 康 司	株式会社西日本シティ銀行田川支店 支店長	出席	
3		イシマツ テツ ヤ 石松 哲 也	株式会社福岡中央銀行田川支店 支店長	代理出席	※代理出席者 支店長代理 濱田 剛志
4		サコ アツ ヒロ 迫 貴 博	田川信用金庫本店 本店長	出席	
5	中小企業代表	エガシラ 賢 助 江頭 賢 助	伊田商店街振興組合 代表理事	欠席	
6		ナカデラ カンジロウ 中等 貫次郎	後藤寺商店街振興組合 理事	欠席	
7		オオイ 俊 高 大井 俊 高	田川民主商工会 会長	欠席	
8		イムラ チホ子 今村 千 恵 子	田川市女性人材バンク（今村茶舗）	出席	
9	学識経験者	ヤマサキ シュウイチ 山崎 修 一	田川商工会議所 専務理事	出席	
10		カワ ハタ フシ 河 端 フシ 太	田川市会計管理者	出席	